

平成25年度の予定

都市再生安全確保計画の策定

平成25年度は、都市再生特別措置法で定める都市再生緊急整備協議会（法定協議会）と川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会（市単独協議会）が連携して、川崎駅における帰宅困難者対策訓練等を実施しながら、「都市再生安全確保計画」（帰宅困難者対策計画）を策定する。

平成25年 7月 第1回都市再生緊急整備協議会会議（法定協議会）

（川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会（市独自協議会）はオブザーバーとして参加）

- ・都市再生緊急整備協議会の設立について
- ・都市再生安全確保計画作成部会の設置について
- ・平成24年度における市独自協議会での協議結果について
- ・平成25年度の協議内容について

平成25年 9月 第1回都市再生安全確保計画作成部会

- ・川崎駅周辺帰宅困難者対策訓練の企画について

平成25年11月 第2回都市再生安全確保計画作成部会

- ・川崎駅周辺帰宅困難者対策訓練の実施について

平成25年12月 第2回都市再生緊急整備協議会会議

- ・川崎駅周辺帰宅困難者対策訓練の実施

平成26年 1月 第3回都市再生安全確保計画作成部会

- ・川崎駅周辺帰宅困難者対策訓練の実施結果について
- ・都市再生安全確保計画の策定に向けたソフト・ハード対策の検討

平成26年 3月 第3回都市再生緊急整備協議会会議

- ・都市再生安全確保計画の策定

協議会の運営体制イメージ

協議会（都市再生特別措置法） （法第19条第1項及び第2項）

国の関係行政機関等の長（必須構成員）

- ・内閣総理大臣（都市再生本部長）
- ・国土交通大臣 地域活性化担当大臣等
- ・都道府県知事、市区町村長

独立行政法人の長

- ・UR都市機構等

地方公共団体の長その他執行機関

- ・周辺地方公共団体の長
- ・都道府県公安委員会、都道府県警察本部、警察署等
- ・消防本部、消防署等

地方独立行政法人の長

- ・公立病院等

特殊法人の代表者

- ・道路会社等

都市開発事業を施行する民間事業者

- ・不動産会社、建設会社等

建築物の所有者、管理者若しくは占有者

- ・不動産会社、建設会社等

鉄道事業者

- ・JR、民鉄等

公共公益施設の整備若しくは管理を行う者

- ・電力会社、ガス会社
- ・水道事業者、下水道事業者
- ・通信事業者等

特定都市再生緊急整備地域でない場合、
都市再生安全確保計画作成部会の設置は
必ずしも必要でない

必要に応じて、地区ごとに
部会を作成することも可

会議 （法第19条第7項）

協議会の構成員
Or
協議会の構成員の指名する者

オブザーバー

- ・都市再生緊急整備地域外で安全確保計画に基づく取り組みの実施主体
- ・駅周辺の帰宅困難者対策協議会、自治会、商店会等の組織等

構成員の役職は
自治体の出席者に
合わせて設定

部会の議決については、
会議での議決を得たものと
みなすことができる。

書面表決も可

特定都市再生緊急整備地域
でなければ設置不要

整備計画作成部会 （規約第12条）

会議の構成員 Or
会議の構成員の指名する者

オブザーバー

幹事会
（規約第13条）

必要に応じて、適宜設置

都市再生安全確保計画作成部会 （規約第12条）

会議の構成員 Or
会議の構成員の指名する者

オブザーバー

幹事会
（規約第13条）